

静岡県告示第495号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年7月9日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年7月9日

静岡県知事 鈴木康友

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	東柏原沼津線	富士市東柏原新田字向畑148番地先から	前	7.1~18.0	290.4
		富士市東柏原新田字植田境1番地先まで	後	0.0~0.0	0.0

=====

静岡県告示第496号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年7月9日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年7月9日

静岡県知事 鈴木康友

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	富士清水線	富士市東柏原新田字向畑148番地先から	前	9.5~25.5	290.4
		富士市東柏原新田字植田境1番地先まで	後	7.1~29.5	290.4